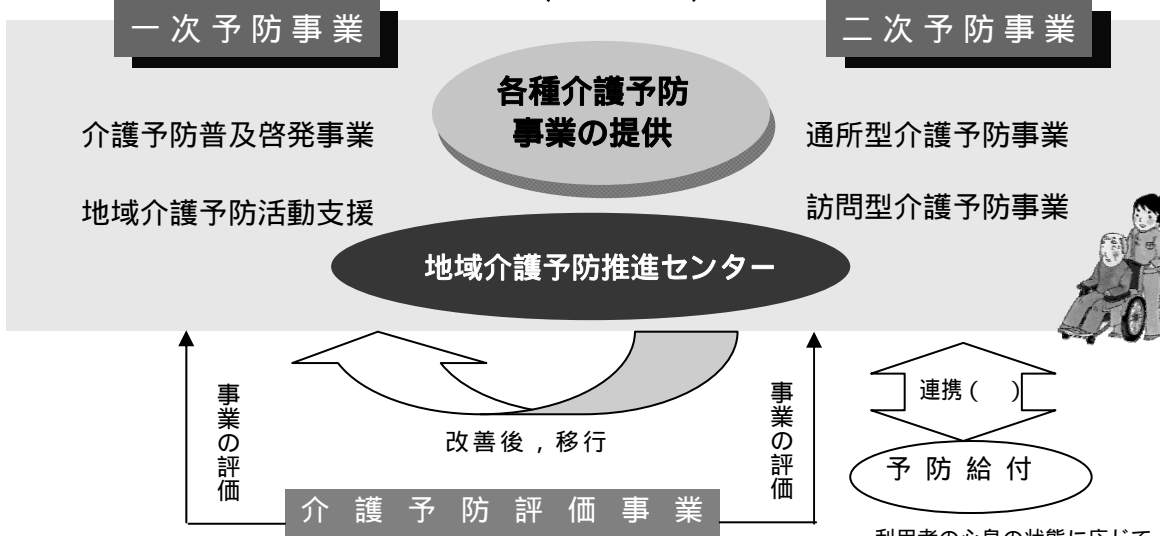
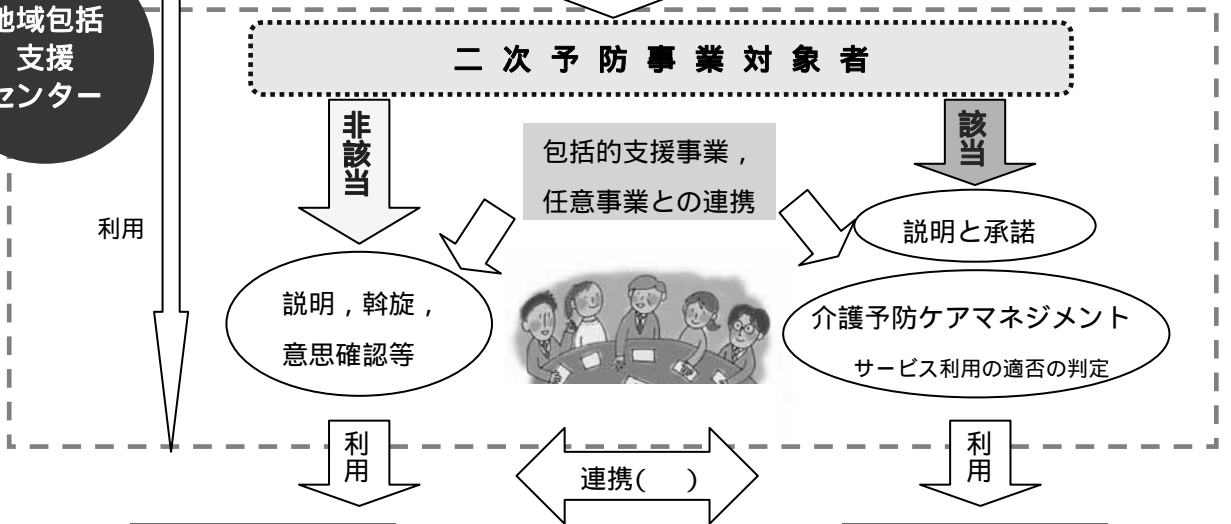
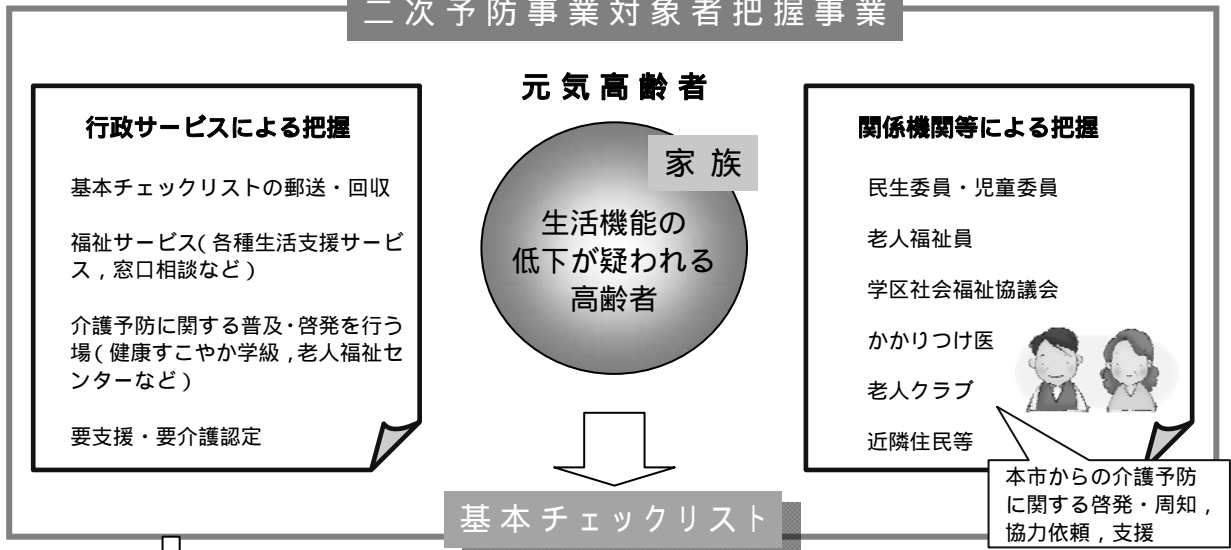


介護予防事業(地域支援事業)の流れ

二次予防事業対象者把握事業



利用者の心身の状態に応じて継続的・効果的な取組ができるよう施策間の連携を図る。

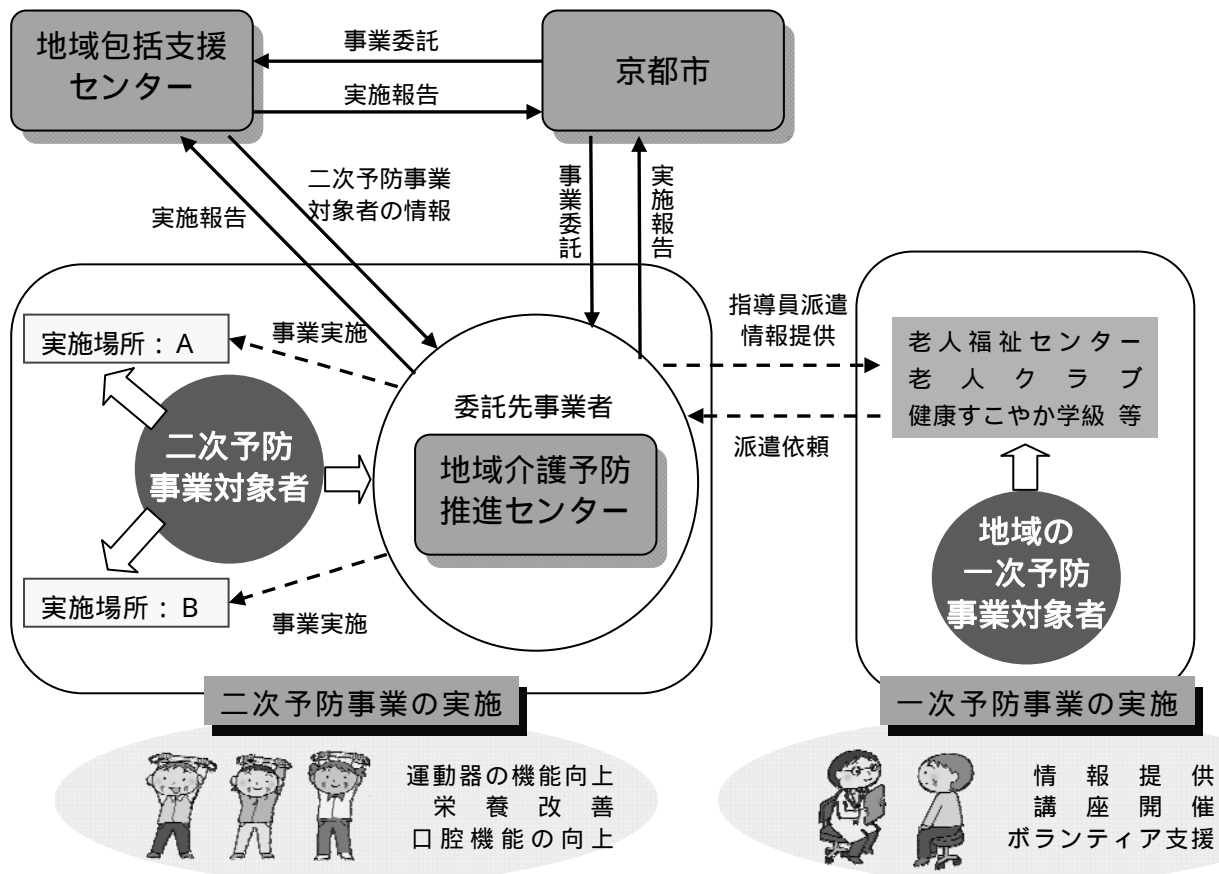
2 2 1 地域介護予防推進センターによる二次予防事業対象者向けの介護予防サービスの提供

介護予防事業の中心となる地域介護予防推進センターが、高齢者に身近な地域の会場（老人福祉センター，身近な居場所，学校の余裕教室等）において，二次予防事業対象者向けの介護予防サービス（通所型介護予防事業：運動器の機能向上，栄養改善，口腔機能の維持向上等）を提供します。また，閉じこもり，認知症，うつ等の状態やそのおそれがあり，通所型の介護予防事業の利用が困難な高齢者を対象として，地域介護予防推進センターの保健師等がその方の自宅等を訪問し，生活機能に合わせた必要な相談・指導（訪問型介護予防事業）を行います。

<介護予防事業>



地域介護予防推進センターによる事業のイメージ



2 2 2 地域介護予防推進センターによる一般高齢者向け介護予防サービスの提供

地域介護予防推進センター職員が、高齢者に身近な地域の会場（老人福祉センター、身近な居場所、学校の余裕教室等）に出向き、介護予防に関する知識や家庭でも簡易にできる介護予防の取組等の普及・啓発を目的として、一般高齢者向けの介護予防サービスを提供します。また、介護予防の自主的な取組が地域において活発に行われるよう、地域介護予防推進センター職員が、健康すこやか学級、老人福祉センター、老人クラブ等地域活動の場に出張して介護予防活動を支援します。

<子どもたちとの交流>



2 2 3 介護予防の普及・啓発

介護予防に関して地域全体が関心を持ち合えるようなコミュニティを形成していくため、様々な機会を捉えて情報を発信します。

また、介護予防サービスの利用者等に対して、介護予防の知識・情報、各利用者の介護予防事業の利用記録等を記載する「介護予防ファイル」を交付します。

2 2 4 地域における自主的な取組への支援

地域住民、関係機関等が介護予防の効果や重要性を認識し、虚弱高齢者の把握や介護予防プログラムへの積極的な参加を促進するとともに、地域ぐるみで主体的に介護予防活動に取り組めるように支援を進めます。

2 2 5 介護予防事業の評価の実施

介護予防評価事業を実施し、介護予防サービス事業全体として効果的な内容であるかなどの検証を行います。

(3) 主体的な健康づくりの推進

生活習慣病につながる危険性の高いメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当者及び予備群を減少させるため、健康づくりの拠点である保健センター・支所が中心となり、健康づくりに向けた正しい知識の普及と、市民一人ひとりが気軽に、主体的に取り組める健康づくり活動を展開していきます。

また、疾病の早期発見のために、各種検診を受診することの重要性を一層普及していきます。

〔施策・事業〕

226 保健センターにおける健康教育やがん検診等の推進

すべての市民が心身ともに健やかに暮らせるまち京都を目指し、保健センター・支所で以下の生活習慣病等を予防する施策等の充実に努めます。

健康づくりファイルの交付

健康診査や治療等の記録、生活習慣病等の予防に関する事項を記入するファイルを交付し、健康に関する自己管理を促進します。

健康相談の実施

家庭における健康管理に役立てるため、医師等が健康に関する個別の相談に応じて必要な指導・助言を行います。

健康診査の実施

生活習慣の危険因子を把握するとともに疾病を早期に把握し、健康管理に役立てるため、各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん)や骨粗しょう症予防健康診査を実施し、受診しやすい健康診査体制づくりに努めます。

健康教育の実施

疾病の予防や健康に関する正しい知識を普及し、健康づくりへの意識を高めるために、集団的な健康教育に加えて、喫煙者等に対して個人の状態に応じた個別健康教育を実施します。

訪問指導の実施

保健師が各家庭を訪問して、健康づくりに必要な保健指導を実施します。

2 2 7 保健センターにおける健康づくりサポーター等の育成の推進

保健センター・支所が実施する健康づくりに関する各種教室や事業を通じて、地域において運動、口腔保健、食育等を実践する市民を育成するとともに、互いに支えあって自ら健康づくりに取り組む自主グループの拡大を図り、市民が主体となった健康づくりを活性化します。

2 2 8 地域での自主的な健康づくり活動支援<新規>

より多くの高齢者の方に介護予防活動に参加いただけるよう、高齢者の身近な活動拠点に、地域包括支援センターや地域介護予防推進センターの保健師等専門職を派遣し、認知症予防や運動機能の向上を図るとともに、相談等を通して、生活機能の低下がみられる方の把握や認知症の早期発見につなげます。

2 2 9 地域保健の推進

保健センター・支所において、地域の健康課題に応じた保健施策の展開と、医療、保健等に関する情報の収集、分析、市民への情報提供に努め、質の高い保健サービスの提供を図ります。また、保健センター事業の推進に当たっては、地域の保健衛生関連団体その他の市民の参画の下、具体的な問題や課題について協議を行います。

2 3 0 生涯を通じた食育や口腔ケアの推進

生涯を通じた健康づくりや生活習慣病の予防を目的に、食を通じて一人ひとりが健康に過ごせるよう、栄養士等による栄養・食生活に関する相談指導を実施します。

また、歯科医師・歯科衛生士等の指導に基づく歯と口、入れ歯等の口腔ケアの一層の推進により、口腔機能の維持・向上はもとより、歯と口の健康状態に起因する様々な全身性の病気の予防を図ります。

2 3 1 こころの健康づくり施策の実施

心身の疲労、悩み等からくるストレスを軽減し、うつ病等のこころの病気を予防していきいきとした生活が送れるよう、保健センター・支所やこころの健康増進センターにおける精神保健福祉相談において、個別に相談に応じるとともに、こころの健康づくりについて正しい知識の普及・啓発に努めます。

2 3 2 保健・医療分野における人材の資質向上と育成

保健・医療の専門知識や技術の習得のため、研修会の実施や調査研究への参画により保健サービスを提供する職員の資質向上に努めます。また、保健医療分野における専門職の養成施設から保健センターでの実習を受け入れ、人材育成に寄与します。

(4) 予防給付による介護予防サービスの提供

要支援1・2の認定を受け、支援が必要な方に、予防給付（介護予防サービス）を提供します。

サービスの提供が利用者の状態の改善や重度化の予防に繋がるよう、予防給付のケアマネジメントを行う介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に対して助言・指導等を行い、利用者に適切なサービスが提供されるよう支援します。

〔施策・事業〕

233 自立支援に向けた予防給付ケアマネジメントへの支援

介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が作成する介護予防ケアプランが、利用者の個々の状態や意向を踏まえ、自立支援のための具体的な目標が設定されたものとなるよう助言・指導を実施し、予防給付のケアマネジメント向上のための支援を行います。

また、介護予防支援事業者における予防給付のケアマネジメント業務を的確に行えるよう、関係団体とも連携を図りながら、活動を支援します。

234 介護予防支援事業者の適正な運営への支援

介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の事業運営が適正に行われるよう、定期的に予防給付のケアマネジメントの実施状況について報告を求め、各事業者の運営状況を把握・確認するとともに、必要に応じて実地指導を行います。